金沢育ち組　運営規約

第1条（会の目的）

本会は、子どもたちの学びの場を企画運営し、地域の中で子どもの育ちを支えるための活動を行うことを目的とする。

第2条（名称）

本会は、「金沢育ち組」と称する。

第3条（設立日）

本会の設立日を以下のとおりとする。

2020 年 7 月 5 日

第4条（事務所所在地）

本会の事務所を以下に置く。なお、事務所を本会の住所地とする。

[redacted]

第5条（構成員）

金沢市に居住し子育てに従事する保護者で構成される。

第6条（会員）

この会は、第1条に係わる関係者をもって会員とする。

第7条（役員）

この会に以下の役員を置く。

共同代表	2名
会計監査役	1名

第8条（代表）

共同代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

会計監査役は会の業務および財務の状況を監査する。

第9条（運営）

本会は、第1条の目的を達成するために、必要な活動を行う。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第10条（規約改正）

本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

   共同代表 [redacted] 西野 奈美

   [redacted] 嘉門 佳顕

   会計監査役 [redacted] 古田 陽子

2. この規約は、2020 年 7 月 5 日より施行する。

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]